

「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（案）に対する 意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和３年６月１４日（月）から令和３年７月１３日（火）にかけて「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（案）に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

１．概要

「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- ・ 意見募集期間：令和３年６月１４日（月）～令和３年７月１３日（火）
- ・ 告 知 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- ・ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム又は郵送

２．意見提出数

１通（意見の件数１件）

３．御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	数値の変更が1ヶ所あるが、数字変更部分が厳しくなったのか、緩くなったのか、素人には資料読んでも解読できない。わかりやすく解説されたい。	第9次水質総量削減においては、総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲について、整理番号221項の備考（1）※の区分におけるCc_jの上限値を45から40へ引き下げることが適切と考えています。 この見直しは、第8次において、国の定めたC値の上限値が都府県の定めたC値のうちの最大値より大きいことから、現状より悪化させないという観点から、都府県の定めたC値の最大値まで国の定めるC値の上限値を引き下げるものです。 ※ 整理番号221項「し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）」のうち、備考（1）「平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第2欄により算定した処理対象人員5,000人以下のもの（（3）※に掲げるものを除く。）」 ※（3）：平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの